

第4章 共通統計



江津湖空撮写真

3 耐震性貯水槽

施設名	貯水量 (m ³)	所管
1 楠中央公園	100	消防局
2 錦ヶ丘公園	100	東部土木センター
3 渡鹿公園	100	東部土木センター
4 秋津中央公園	100	消防局
5 蓮台寺公園	100	西部土木センター
6 八王寺中央公園	100	東部土木センター
7 百川公園	100	消防局
8 平成中央公園	100	西部土木センター
9 池上中央公園	60	西部土木センター
令和4年度	9 箇所	860
令和3年度	9 箇所	860
令和2年度	9 箇所	860
令和元年度	9 箇所	860
平成30年度	9 箇所	860

※上下水道局は、消防局、公園管理部局より委託を受け点検を行っている。

4 応急給水設備

令和4年度					令和3年度	令和2年度
名称	形状	数量	計	合計		
給水タンク	アルミタンク容量1,000ℓ	17台	17,000 ^{リットル}	337,100 ^{リットル}	17,000 ^{リットル}	17,000 ^{リットル}
	折りたたみ式タンク容量1,000ℓ	17個	17,000 ^{リットル}		17,000 ^{リットル}	17,000 ^{リットル}
給水車	積載容量3,400ℓ	1台	15,100 ^{リットル}	337,100 ^{リットル}	15,100 ^{リットル}	15,100 ^{リットル}
	積載容量2,000ℓ	5台				
	積載容量1,700ℓ	1台				
非常用水袋	容量6ℓ	48,000袋	288,000 ^{リットル}		264,000 ^{リットル}	216,000 ^{リットル}
応急給水装置	40A 給水栓 4個付×2基	4組	28組		4組	4組
	40A 給水栓 2個付×3基	4組			4組	4組
	65A 給水栓 4個付×2基	9組			9組	9組
	65A 給水栓 3個付×2基	11組			11組	11組
	20A 給水栓 2個付	-			2組	2組
	消火栓直結型 給水栓 2個付	-			18組	18組
緊急作業車	1.25トン積みトラック	3台			3台	3台

5 応急給水施設密度

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①応急給水施設数	箇所	24	24	24	24	24
②給水区域面積	km ²	324.16	324.16	324.16	324.16	324.16
③応急給水施設密度(=①/②)	箇所/100km ²	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4

※平成27年度までは応急給水施設数に、他部署所管の耐震性貯水槽(9箇所)を含める。



応急給水塔



折りたたみ式タンク

6 配水池耐震化率

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①耐震対策の施された配水池有効容量	m ³	197,430	197,430	197,430	197,430	197,430
②配水池等有効容量	m ³	216,425	216,425	216,425	216,425	216,671
③配水池耐震化率(=①/②)	%	91.2	91.2	91.2	91.2	91.1

※ 平成28年度からはガイドラインの改訂により、対象とする施設をランクAに限定し、緊急貯水槽は含まない。

※ 平成27年度までは旧市内のみ。(緊急貯水槽を含む)(富合町、城南町、植木町を除く)

7 浄水施設耐震化率

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①耐震対策の施された浄水施設能力	m ³	290,800	287,800	285,800	285,800	284,800
②全浄水施設能力	m ³	321,674	319,244	317,244	317,244	316,658
③浄水施設耐震化率(=①/②)	%	90.3	90.2	90.1	90.1	89.9

※ 平成27年度までは旧市内のみ。(富合町、城南町、植木町を除く)

8 ポンプ所耐震化率

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①耐震対策の施されたポンプ所能力	m ³	535,400	533,600	530,765	530,765	528,465
②耐震化対象ポンプ所能力	m ³	708,490	707,055	704,220	704,220	702,220
③ポンプ所耐震化率(=①/②)	%	75.6	75.5	75.4	75.4	75.3

※ 平成28年度からはガイドラインの改訂により、対象とする施設をランクAに限定とした。

※ 平成27年度までは旧市内のみ。(富合町、城南町、植木町を除く)

9 耐震適合性のある基幹管路の割合

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①耐震適合性を有する基幹管路	m	276,965	265,264	265,844	262,064	261,088
②基幹管路延長	m	344,837	333,761	334,071	336,504	335,452
③耐震適合性のある基幹管路の割合(=①/②)	%	80.3	79.5	79.6	77.9	77.8

10 水道管路の耐震化率

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①耐震管延長	m	1,124,418	1,080,337	1,048,787	949,948	904,872
②管路延長	m	3,594,387	3,570,529	3,550,158	3,507,738	3,482,001
③水道管路の耐震化率(=①/②)	%	31.3	30.3	29.5	27.1	26.0

【下水道】

11 下水道ポンプ場及び浄化センターの耐震化率

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①耐震化済施設数	箇所	72	71	67	59	53
②施設数	箇所	198	198	198	201	201
③耐震化率(=①/②)	%	36.4	35.9	33.8	29.4	26.4

12 下水道管路の耐震化率

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①耐震管延長	km	1,126	1,069	1,018	948	918
②管路更生延長	km	43	39	33	13	11
③管路延長	km	2,719	2,692	2,664	2,595	2,555
④下水道管路の耐震化率(=①+②/③)	%	43.0	41.2	39.4	37.0	36.3

13 浸水対策における重点6地区の対策率

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①重点6地区の改善排水面積	ha	690.5	690.5	690.5	508.4	508.4
②重点6地区の総排水面積	ha	1,175.6	1,175.6	1,175.6	1,175.6	1,175.6
③重点6地区の対策率(=①/②)	%	58.7	58.7	58.7	43.2	43.2

(参考)重点6地区一覧

排水区名	主な地名
加勢川第6排水区	若葉・秋津新町・東町
井芹川第9排水区	花園3丁目
井芹川第8・第10排水区	上熊本
加勢川第5排水区	出水・国府
坪井川第3排水区	高橋・城山大塘
鶯川第2排水区	桜木・花立



雨水貯留管

II 水循環の保全

1 白川中流域水田を活用した地下水かん養事業

水道水源である地下水を保全するために、また、熊本市地下水保全条例や熊本県地下水保全条例上の地下水大規模採取者としての責務を果たすため、平成16年5月17日に熊本市長と締結した「白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に関する協定書」に基づき、熊本市長が実施する白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に参画し、事業に必要な経費の一部を負担している。

年度	湛水のべ面積 (ha)	推定かん養量 (万m ³)	うち 水道事業 会計寄与	助成金 (千円) ※一般会計			うち水道事業 会計負担金 (千円)
				水田湛水 助成金 (千円)	事務 助成金 (千円)		
令和4年度	415	1,371	630.7	40,494	35,784	4,710	18,627
令和3年度	472	1,497	651.8	45,955	41,245	4,710	21,139
令和2年度	492	1,477	679.2	47,393	42,683	4,710	21,800
令和元年度	383	1,149	551.5	41,073	36,363	4,710	19,715
平成30年度	405	1,215	558.9	42,245	37,535	4,710	19,433

2 水源かん養林の整備による地下水かん養

熊本市が平成16年2月に「熊本市水源かん養林整備方針」を策定し、水源地帯を抱える上流域自治体と連携しながら地域が必要とする山林のあり方と本市が目的とする水源かん養林とを調整しながら水源かん養機能に重点をおいた森林整備を進めている。平成27年4月1日に熊本市長と締結した「水源かん養林整備事業に関する協定書」に基づき、熊本市長が実施する水源かん養林整備事業に参画し、事業に必要な経費の一部(事業費から国庫補助等を差し引いた額の2分の1)を負担している。令和4年度の負担金は9,428千円、推定かん養量(局寄与分)は34万m³となっている。

3 阿蘇郡西原村の国有林を活用した水源かん養林の整備

熊本市水道創設90周年事業として、林野庁の「法人の森林」制度を活用し、水源かん養林「熊本市水道の森」の整備を実施した。かん養林の面積は3.04ha、推定かん養量は年間2,083m³となっている。

4 直結給水率

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①直結給水件数	件	286,148	280,093	276,038	270,075	264,689
②給水件数	件	357,628	351,921	348,671	343,705	339,539
直結給水率(=①/②)	%	80.0	79.6	79.2	78.6	78.0

5 下水処理水の再利用

農業用水としての処理水の再利用

熊本市の南西部、白川と坪井川の間に挟まれた石塘堰樋土地改良区(対象水田面積225ha)では河川流量の減少や河川改修等による取水性の悪化から度々干ばつ被害に悩まされ、慢性的な水不足が生じていた。そこで安定した農業用水確保策として処理水再利用の要請があり、昭和51年度から処理場内の試験田において6年間、さらに現地で3年間の実証試験を経て昭和60年から中部浄化センターの処理水を農業用水として供給している。



再利用の様子

浄化センターでの処理水の再利用

浄化センター内での地下水使用量を抑えるため、砂ろ過した後、場内の様々な場所において処理水の再利用を進めている。今後、よりいっそうの再利用に努めていく。

(m³/年)

年度	農業用水	浄化センター	浄化センター					合計
			中部 浄化センター	東部 浄化センター	南部 浄化センター	西部 浄化センター	城南町 浄化センター	
令和4年度	9,579,924	3,370,480	1,060,847	1,011,659	481,901	809,063	7,010	12,950,404
令和3年度	5,243,893	3,296,892	1,197,384	930,450	490,744	672,141	6,173	8,540,785
令和2年度	6,782,557	3,607,457	1,370,310	988,181	427,641	811,229	10,096	10,390,014
令和元年度	4,879,646	3,733,902	1,381,325	996,077	498,937	824,348	33,215	8,613,548
平成30年度	4,888,927	2,673,935	1,376,569	1,030,540	108,905	155,116	2,805	7,562,862

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
処理水利用量	m ³	12,950,404	8,540,785	10,390,014	8,613,548	7,562,862
総処理水量	m ³	75,098,175	78,327,563	79,710,141	79,035,094	78,484,342
再生水の利用率	%	17.2	10.9	13.0	10.9	9.6

※再生水の利用率=処理水利用量/総処理水量

※総処理水量は、市浄化センターの処理水量

※令和元年度より処理水の再利用量の算出方法を変更し統一しています。

6 汚水処理率

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①行政区域内人口(住民基本台帳)	人	729,937	729,934	731,426	731,572	731,933
②下水道処理人口	人	662,609	660,768	660,810	657,885	656,907
③農業集落排水施設等整備済人口	人	3,868	3,876	3,952	3,974	4,129
④合併処理浄化槽設置済人口	人	46,660	46,007	45,378	44,499	44,732
⑤コミュニティプラント設置済人口	人	0	0	0	0	0
⑥汚水処理人口(=②+③+④+⑤)	人	713,137	710,651	710,140	706,358	705,768
⑦汚水処理人口処理普及率(=⑥/①)	%	97.7	97.4	97.1	96.6	96.4

※住民基本台帳人口により算出(平成23年度までは、外国人登録数は含まない)

7 高度処理人口普及率

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①高度処理を実施している人口	人	0	0	0	0	0
②行政区域内人口	人	729,937	729,934	731,426	731,933	732,217
③高度処理人口普及率(=①/②)	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Ⅲ 資源・エネルギーの循環促進

1 エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

工場等に係る事業の名称	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
上下水道局全体	t-CO ₂	21,743	28,010	26,600	23,220	33,778
上水道事業	t-CO ₂	11,615	16,400	15,358	14,234	19,440
下水道事業(下水道処理施設維持管理事業)	t-CO ₂	8,138	11,474	11,121	8,868	13,946
管理事業を行う本社等	t-CO ₂	538	134	121	118	392

2 配水量1m³あたり二酸化炭素排出量

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①水道事業に係る二酸化炭素排出量	t-CO ₂	11,615	16,400	15,358	14,234	19,440
②配水量	m ³	79,029,560	78,607,232	79,211,773	79,709,537	80,608,326
③配水量1m ³ あたり二酸化炭素排出量	g-CO ₂ /m ³	147	209	194	179	241

※単位に注意 ①/②×10⁶

3 処理人口1人あたり温室効果ガス排出量

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①下水道事業に係る温室効果ガス排出量	t-CO ₂	17,082	15,384	19,494	14,710	19,751
②処理区域内人口	人	662,609	660,768	660,810	657,885	656,907
③処理人口1人あたり温室効果ガス排出量	kg-CO ₂ /人	25.8	23.3	29.5	22.4	30.1
④総処理水量(市営浄化センターのみ)	m ³	75,098,175	78,327,563	79,710,141	79,035,094	78,626,109
⑤処理水量1m ³ あたり温室効果ガス排出量	g-CO ₂ /m ³	227	196	245	186	251

※単位に注意 ③=①/②×10³ ⑤=①/④×10⁶

※エネルギー使用に伴う排出量だけでなく、汚泥の焼却等により生じる排出量も含む。

4 水道施設における自然エネルギー発電量

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
水道施設における自然エネルギー発電量	kWh	273,260	266,070	263,293	237,809	273,634
設置箇所数	箇所	6	6	6	6	6

※太陽光発電設備の設置箇所は、上下水道局本館・上下水道局別館・八景水谷送水場・亀井送水場・熊本市水の科学館。

※小水力発電の設置箇所は、戸島送水場。



上下水道局本館



上下水道局別館



八景水谷送水場



亀井送水場



熊本市水の科学館



戸島送水場

5 下水汚泥の有効利用

	単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
①汚泥発生量	t	29,702	29,905	31,343	31,849	30,198
②セメント化	t	7,349	7,506	8,381	7,988	7,853
③コンポスト(堆肥)化	t	6,333	6,344	6,918	7,586	6,325
④固形燃料化	t	16,020	16,055	16,044	16,275	16,020
⑤汚泥の有効利用量(=②+③+④)	t	29,702	29,905	31,343	31,849	30,198
汚泥の有効利用率(=⑤/①)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※温室効果ガス削減のため、汚泥固形燃料化施設を南部浄化センター内に建設。

(平成24年度の固形燃料化は試運転のため、有効利用に含めない。)

※平成25年4月から南部浄化センター内において、汚泥固形燃料化施設(50t/日)の運転を開始し、セメント化、コンポスト化と合わせて有効利用率(汚泥リサイクル率)100%を達成した。

※処分量の内訳と合計は少数点以下の端数の関係上一致しない場合がある。



固形燃料化施設

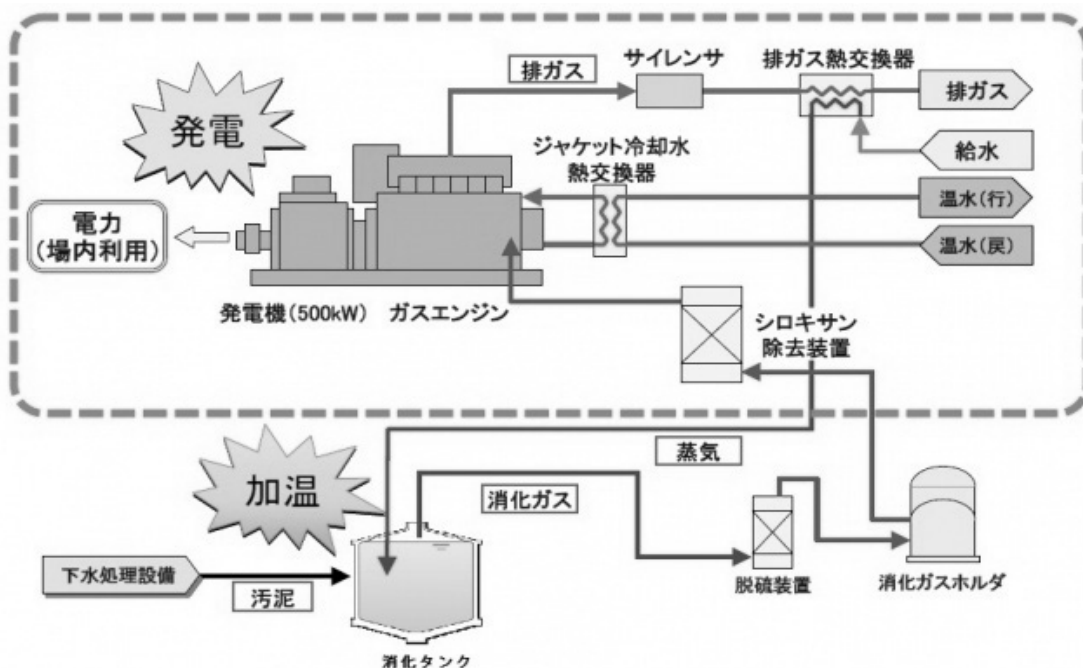


燃料化物(炭化固形物)

6 下水汚泥消化ガス発電

消化ガスとは、下水処理で発生した汚泥が消化槽の中で微生物により分解されるときに発生するメタンとCO₂を含んだ可燃性ガスのことです。

熊本市の浄化センターでは、消化ガスを消化タンクの加温や給湯などに使用していますが、処理場経費のさらなる削減と温室効果ガス排出削減を目指し、平成25年度より中部浄化センターにおいて、また平成28年度より東部浄化センターにおいて、消化ガスを利用した発電を開始しました。



消化ガス発電のしくみ(中部浄化センター)

IV お客さまの視点に立ったサービス提供

1 上下水道施設見学者数

(単位:人)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
水道施設見学者数	678	290	82	2,012	3,353
下水道施設見学者数	27	0	0	2,596	2,307
水の科学館来館者数	36,604	16,385	31,855	91,153	127,282
合計	37,309	16,675	31,937	95,761	132,942

※水道施設見学者数:水道の普及啓発に係る施設見学等

※下水道施設見学者数:下水道の普及啓発に係る施設見学等

※水の科学館来館者数:水の科学館への来館者数

2 出前教室等参加者数

(単位:人)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
水道出前教室	3,050	3,122	1,714	2,190	1,684
下水道出前教室	2,728	2,628	1,666	1,028	1,450
合計	5,778	5,750	3,380	3,218	3,134

3 ホームページ閲覧数

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
ホームページ閲覧者数	人	178,464	180,713	226,994	167,862	162,669
ホームページ閲覧数	件	673,757	738,923	755,822	576,509	566,153



4 アンケート回答数

(単位:件、%)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
水道の普及啓発に伴うアンケート(件)	362	133	147	444	495
下水道の普及啓発に伴うアンケート(件)	13	0	0	0	23
水の科学館でのアンケート(件)	388	279	222	294	282
上下水道に関するアンケート(件)	1,178	1,209	1,382	1,212	1,215
情報提供満足度(%)※	40.5	38.3	40.0	38.1	36.0
広報活動の認知度(%)※	88.8	88.9	89.0	86.7	88.1
合計(件)	1,941	1,621	1,751	1,950	2,015

※各設問について、「とても感じる」または「やや感じる」と回答した人の合計を示す

5 パンフレット等の作成状況

(単位:部)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
上下水道局だより※	-	-	-	-	-
上下水道のしおり	2,000	0	2,000	2,000	2,000
熊本市の水道	2,000	0	0	2,000	0
熊本市の下水道	1,000	0	1,000	1,000	1,000
下水道のしくみと助成	0	0	0	0	0
蛇口から聞こえる熊本の水道の物語	0	0	0	0	0
熊本市上下水道ガイド	0	0	0	0	0
わたしたちの水道	0	0	0	0	0
わたしたちの水道(八景水谷水源地)	0	0	0	0	0
健軍水源地の概要	0	0	0	0	0
くらしと下水道	0	0	0	0	0
つないで、使って! 下水道	0	0	0	0	0

※上下水道局だよりは平成26年度から地域情報誌に掲載。

V 検針・水道料金・下水道使用料

1 検針状況

区分 年度・月	人員	検針件数 (件)	完全検針件数 (件)	事故件数内訳(件)						検針率	一人 一日 平均 件数 (件)	一人 一月 平均 件数 (件)
				積荷	留守	埋り	位置 不明	その他	計			
令和4年度	1,023	2,005,062	2,004,676	123	129	2	15	117	386	99.98%	223	1,960
令和4年4月	87	164,103	164,078	10	6	0	1	8	25	99.98%	219	1,886
5月	89	168,651	168,616	8	17	1	1	8	35	99.98%	211	1,895
6月	87	164,425	164,404	2	4	0	1	14	21	99.99%	222	1,890
7月	85	169,215	169,172	10	20	0	1	12	43	99.97%	218	1,991
8月	82	164,562	164,538	4	7	0	4	9	24	99.99%	240	2,007
9月	84	169,436	169,376	25	17	0	4	14	60	99.96%	227	2,017
10月	81	164,761	164,737	7	7	0	0	10	24	99.99%	235	2,034
11月	84	169,782	169,750	10	11	0	2	9	32	99.98%	222	2,021
12月	83	164,765	164,737	17	6	1	0	4	28	99.98%	233	1,985
令和5年1月	87	169,675	169,649	7	10	0	0	9	26	99.98%	212	1,950
2月	86	164,950	164,921	11	10	0	0	8	29	99.98%	231	1,918
3月	88	170,737	170,698	12	14	0	1	12	39	99.98%	215	1,940
令和3年度	1,070	1,975,969	1,975,576	106	126	6	15	140	393	99.98%	210	1,847
令和2年度	1,091	1,946,359	1,945,908	117	163	6	12	153	451	99.98%	211	1,847
令和元年度	1,092	1,920,528	1,920,069	143	157	6	18	135	459	99.98%	201	1,759
平成30年度	1,020	1,881,971	1,881,536	102	121	12	21	179	435	99.98%	203	1,846

2 水道料金累積収納状況

年度	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
令和4年度	3,815,039	12,540,952,812	3,265,479	10,802,029,897	85.59	86.13
令和3年度	3,752,020	12,538,140,621	3,746,747	12,527,679,746	99.86	99.92
令和2年度	3,694,064	12,632,464,695	3,690,201	12,625,349,806	99.90	99.94
令和元年度	3,646,025	12,580,451,061	3,642,142	12,572,805,512	99.89	99.94
平成30年度	3,598,148	12,612,135,728	3,594,068	12,604,672,603	99.89	99.94

*令和4年度の収納額は、令和5年3月31日現在であり、令和5年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

*調定額は、洗管水道料金等を含む。「4 収納方法別調定件数」の合計は、毎月の請求処理日時点(洗管水道料金等含まない)の統計のため一致しない。

3 下水道使用料累積収納状況

年度	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
令和4年度	3,506,737	11,279,711,402	3,006,638	9,725,140,618	85.74	86.22
令和3年度	3,439,931	11,284,103,360	3,433,890	11,269,924,348	99.82	99.87
令和2年度	3,379,116	11,264,133,986	3,374,680	11,257,169,210	99.87	99.94
令和元年度	3,325,214	11,273,557,397	3,320,990	11,265,601,111	99.87	99.93
平成30年度	3,273,208	11,342,083,847	3,268,999	11,335,641,258	99.87	99.94

*令和4年度の収納額は、令和5年3月31日現在であり、令和5年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

4 水道料金収納方法別調定件数

年度	口座制		納付制		合計 件数(件)
	件数(件)	%	件数(件)	%	
令和4年度	2,983,276	80.22	735,613	19.78	3,718,889
令和3年度	2,945,252	80.51	713,153	19.49	3,658,405
令和2年度	2,904,993	80.67	696,098	19.33	3,601,091
令和元年度	2,858,435	80.48	693,252	19.52	3,551,687
平成30年度	2,815,772	80.32	689,872	19.68	3,505,644

5 水道料金改定の変遷

実施年月日		T13.10.1	S2.5.1		S18.7.1	S21.4.1
区分						
家事用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月12m ³ 以下 96銭	基本料金	10 m ³ 以下 1 円	統 合 最低料金制を 廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8.5銭	100m ³ 以下 1m ³ 8銭	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	
201m ³ 以上 1m ³ 6.8銭		101m ³ 以上 1m ³ 6.4銭				
営業用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月40m ³ 以下 2円80銭	基本料金	40 m ³ 以下 3 円 60 銭	使用料 1m ³ に付 20銭
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8.5銭	200m ³ 以下 1m ³ 7銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
201m ³ 以上 1m ³ 6.8銭		201m ³ 以上 1m ³ 5.6銭				
汽車用水	最低料金	月12m ³ 以下 78銭	月500m ³ 以下 32円50銭	基本料金	500 m ³ 以下 45 円	最低料金制を廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 6.5銭	500m ³ 以下 1m ³ 6.5銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
201m ³ 以上 1m ³ 5.2銭		501m ³ 以上 1m ³ 5.2銭				
湯屋用水	最低料金	月12m ³ 以下 54銭	月200m ³ 以下 9円	基本料金	200 m ³ 以下 12 円	1m ³ に付 12銭
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭	超過料金	1 m ³ に付 6 銭	
201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭		201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭				
一時用水	1m ³ に付	16銭	左 同	1m ³ に付	20 銭	40銭
娯楽用水	1m ³ に付	28銭	”	1m ³ に付	35 銭	70銭
共用 (公設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 39銭	”	基本料金	6.5 m ³ 以下 48 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 6銭	”	超過料金	1 m ³ に付 8 銭	1m ³ に付 16銭
共用 (私設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 52銭	”	基本料金	6.5 m ³ 以下 60 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 8銭	”	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	1m ³ に付 20銭
水道料金納付方法		年4期納付制	左 同	納付方法	昭和10年度より月納集金 制に改正	昭和19年度より 年6期集金制に 改正
備 考			家事用水のみ 値下げ	備 考		最低料金制を 廃止し給水栓 1個に付20 銭を徴収

※制定当時は、計量制と定額制の2本立であり、定額制は1戸5人までは1カ月1円、1人増す毎に15銭、支栓1個増す毎に20銭、浴槽1個30銭。

S22.3.1	S22.6.1	S22.11.1	S23.10.1	S25.2.1	S26.12.1	S28.6.1	S33.4.1	S38.11.1
1m ³ に付 50銭	1m ³ に付 1円 20 銭	1m ³ に付 3円 60 銭	1m ³ に付 7 円	基本水量 8m ³ 基本料金 80円 超過料金 1m ³ 10円	8m ³ 96円 1m ³ 13円	8m ³ 120円 1m ³ 17円	8m ³ 180円 1m ³ 22円	8m ³ 240円 1m ³ 32円
—	—	—	—	基本水量150m ³ 基本料金975円 超過料金1m ³ 6円50銭	150m ³ 1,170円 1m ³ 8円50銭	150m ³ 1,460円 1m ³ 11円	150m ³ 1,500円 1m ³ 11円	150m ³ 2,000円 1m ³ 15円
1m ³ に付 30銭	1m ³ に付 72 銭	1m ³ に付 2円 20 銭	1m ³ に付 4円 50 銭	20円	25円	30円	40円	55円
1円	2円 20 銭	7円 20 銭	14円 50 銭	40円	50円	60円	80円	廃止
1円75銭	4円 20 銭	12 円	24 円	基本水量6m ³ 基本料金48円 超過料金1m ³ 8円	6m ³ 55円 1m ³ 10円	6m ³ 70円 1m ³ 13円	統 合 基本水量 6m ³ 基本料金 90円 超過料金 1m ³ 16円	6m ³ 120円 1m ³ 22円
—	—	—	—	基本水量6m ³ 基本料金60円 超過料金1m ³ 10円	6m ³ 72円 1m ³ 13円	6m ³ 90円 1m ³ 17円	90円 1m ³ 16円	120円 1m ³ 22円
1m ³ に付 50銭	1m ³ に付 1円 20 銭	1m ³ に付 3円 60 銭	1m ³ に付 7 円	左 同	左 同	毎月集金 制に改正	左 同	左 同
給水栓 1個に付50銭	左 同1円	左 同1円	左 同2円	左 同 2円 基本料金制を実施	取付水栓料 廃止		改定率平均 26. 20%	改定率平均 41. 30%

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

実施年月日		昭和48年4月1日			昭和51年1月1日				
区分 口径別	基本料金	従量料金(1m ³ につき)		基本料金	従量料金(1m ³ につき)				
		第一段	第二段		第一段	第二段	第三段	第四段	
一般 用	13mm	8m ³ 以下 280円	9m ³ 以上 30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	8m ³ 以下 360円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 58円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 65円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 73円	41m ³ 以上 83円
	20mm				8m ³ 以下 280円	9m ³ 以上 30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	8m ³ 以下 380円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 60円
	25mm	30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	8m ³ 以下 380円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 60円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 68円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 77円	41m ³ 以上 88円	
	40mm			1,400円	20m ³ 以下 68円	21m ³ 以上 50m ³ 以下 78円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 89円	101m ³ 以上 101円	
	50mm			2,100円					
	75mm			4,200円					
	100mm	7,000円							
150mm	14,000円								
浴場営業用	150m ³ 以下 2,000円	151m ³ 以上 15円		150m ³ 以下 2,600円	151m ³ 以上 20円				
共用給水装置	1戸につき 6m ³ 以下 120円	7m ³ 以上 22円		1戸につき 6m ³ 以下 150円	基本水量を超える水量 30円				
一時用	1m ³ につき 95円			1m ³ につき 200円					
私設消火栓	口径50mm未満・演習20分以内 1個1回につき300円 口径50mm以上・演習20分以内 1個1回につき600円			左 同					
連合専用給水装置	1戸につき、一般用の料金を適用する。			左 同					
備考	用途別料金体系を廃止、口径別料金体系を採用、浴場営業用、一時用、共用栓については、用途別を存置し料金を据置。 一般用料金は、従量制を設定 逦増料金方式を採用。 前受料金制を廃止。			口径区分を現行の6区分を7区分(13mmを独立)に改定、従量料金も2段階を4段階とし、逦増方式を強化。					
料金徴収方法	集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月。(昭和39.8採用)			左 同					
改定率	総合平均28.8% 家庭用22.2% (原案) 34.98%			総合平均74% 家庭用38.9% (原案) 74%					

昭和53年2月1日					昭和59年2月1日					平成元年 4月1日	
基本料金	従量料金(1m ³ につき)				基本料金	従量料金(1m ³ につき)					
	第一段	第二段	第三段	第四段		第一段	第二段	第三段	第四段		
8m ³ 以下 400円					8m ³ 以下 580円					料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	
8m ³ 以下 500円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 70円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 80円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 90円	41m ³ 以上 100円	8m ³ 以下 730円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 100円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 120円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 130円	41m ³ 以上 150円		
8m ³ 以下 700円					8m ³ 以下 1,030円						
1,800円					2,800円						
4,000円					6,200円						
7,000円	50m ³ 以下 100円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 110円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 120円	501m ³ 以上 135円	11,000円	50m ³ 以下 150円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 160円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 180円	501m ³ 以上 210円		
12,000円					19,000円						
25,000円					40,000円						
150m ³ 以下 3,000円					151m ³ 以上 20円						150m ³ 以下 4,000円
1戸につき 6m ³ 以下 200円	基本水量を超える水量 30円			1戸につき 6m ³ 以下 300円	基本水量を超える水量 50円						
1m ³ につき 240円					1m ³ につき 360円						
左 同					左 同						
左 同					左 同						
口径13、20、25mmの基本料金について、各々格差を設けた。 従量料金については、口径13～25mmと、40mm以上の2区画とし、ともに逓増方式を更に強化。					料金体系は、前回は踏襲した。料金水準につき、生活用水と浴場営業用の改定率の緩和を図り、共同住宅料金の適正化を実施。						平成元年 8月請求 分から適用
左 同					左 同						左 同
総合平均 22.46% 家庭用 17.8% (原案)22.46%					総合平均 48.67% 家庭用 43.55% (原案)48.67%					総合平均 3.00%	

災害対策

水循環

環境配慮

広報

下水道使用料金

組織・機構

水工業道用

実施年月日		平成4年2月1日										平成9年 4月1日
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m ³ につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段			
一 般 用	13mm	10m ³ 以下 1,050円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	
	20mm	10m ³ 以下 1,390円	11~20	135	21~30	160	31~40	185	41以上	220		
	25mm	10m ³ 以下 1,840円										
	40mm	3,850円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円		
	50mm	8,350円										
	75mm	14,850円	1~50	220	51~100	240	101~500	260	501以上	290		
	100mm	25,600円										
	150mm	55,000円										
浴場営業用		150m ³ 以下 5,200円	151m ³ 以上 1m ³ につき 55円									
共用給水装置		1戸につき 6m ³ 以下 400円	基本水量を超える水量 1m ³ につき 65円									
一時用			1m ³ につき 525円									
私設消火栓			口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 300円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 600円									
連合専用給水装置			1戸につき一般用の料金を適用する。									
備考		料金体系は、前回は踏襲した。但し口径13mm~25mmの基本水量分については、8m ³ から10m ³ へ変更した。 また、生活用水と浴場営業用については、改定率の緩和を図った。 ※税抜表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。									平成9年8月請求分から適用	
料金徴収方法		集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月									左 同	
改定率 (消費税抜き額により算出)		総合平均 45.58% 家庭用 34.74% (原案)45.58%									総合平均 2.00%	

※ 連合栓給水装置について平成9年度条例改定時に「1戸につき口径13リメートルの一般用の料金を適用する」に変更。

実施年月日		平成21年9月1日										
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m ³ につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	945円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
	20mm	1,302円	1~10	15.75	11~20	141.75	21~30	168	31~40	194.25	41以上	231
	25mm	1,774.5円										
	40mm	4,042.5円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	/	
	50mm	8,767.5円										
	75mm	15,592.5円										
	100mm	26,880円										
	150mm	57,750円	1~50	231	51~100	252	101~500	273	501以上	304.5		
浴場営業用		150m ³ 以下 5,460円	151m ³ 以上		1m ³ につき		57.75円					
一時用		1m ³ につき 551.25円										
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 315円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 630円										
備考		(1)基本水量制の廃止 (2)使用開始及び使用廃止時の料金算定方法の改正(日割計算方式) (3)水道料金の総額表示 (4)共用給水装置の用途廃止 (5)連合専用給水装置の用途廃止 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		—										

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道使用料金
組織・機構
水道用

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業道用

実施年月日		平成26年4月1日										
口径別	区分	基本料金	従量料金(1m ³ につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	972円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
	20mm	1,339.2円	1~10	16.2	11~20	145.8	21~30	172.8	31~40	199.8	41以上	237.6
	25mm	1,825.2円										
	40mm	4,158円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	/	
	50mm	9,018円										
	75mm	16,038円										
	100mm	27,648円	1~50	237.6	51~100	259.2	101~500	280.8	501以上	313.2		
	150mm	59,400円										
浴場営業用	150m ³ 以下 5,616円	151m ³ 以上 1m ³ につき 59.4円										
一時用		1m ³ につき 567円										
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 324円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 648円										
備考		消費税率改定に伴う水道料金等の改定 平成26年8月請求分から適用 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		—										

実施年月日		令和元年10月1日										
区分		基本料金	従量料金(1m ³ につき)									
口径別			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	990円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
	20mm	1,364円	1~10	16.5	11~20	148.5	21~30	176	31~40	203.5	41以上	242
	25mm	1,859円										
	40mm	4,235円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	/	
	50mm	9,185円										
	75mm	16,335円										
	100mm	28,160円	1~50	242	51~100	264	101~500	286	501以上	319		
	150mm	60,500円										
浴場営業用	150m ³ 以下 5,720円	151m ³ 以上 1m ³ につき 60.5円										
一時用		1m ³ につき 577.5円										
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 330円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 660円										
備考		消費税率改定に伴う水道料金等の改定 令和2年2月請求分から適用 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		—										

6 共同住宅の料金

(1) 各戸にメーターを設置するもの

各戸ごとに当該メーター口径により算出した額(1円未満は切り捨て)とする。

(2) 各戸にメーターを設置していないもの

当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸毎に水道料金表の一般用メーター口径20mmの規定を適用して算出した額の合計額(1円未満は、切り捨て)とする。

7 量水器

(1)年度別設置数

(単位:個)

年度 口径	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
13mm	232,758	230,516	227,003	222,842	219,520
20mm	92,862	91,698	90,362	88,993	87,394
25mm	6,589	6,575	6,598	6,579	6,576
40mm	2,219	2,206	2,168	2,137	2,098
50mm	851	852	851	852	848
75mm	320	319	322	321	321
100mm	54	54	54	55	55
150mm	8	8	8	8	7
合計	335,661	332,228	327,366	321,787	316,819

(2)購入状況

年度 口径	購入数(個)					購入金額(千円)				
	R4年度	R3年度	R2年度	R元年度	H30年度	R4年度	R3年度	R2年度	R元年度	H30年度
13mm	10,502	6,303	5,500	6,514	7,950	24,659	12,080	10,560	13,914	16,937
20mm	5,000	2,007	3,016	3,000	5,700	16,027	5,440	7,829	8,133	15,896
25mm	1	49	240	2	282	23	290	829	9	1,009
40mm	60	70	0	240	90	989	777	0	2,739	1,043
50mm	250	0	140	42	190	13,200	0	6,697	2,060	10,157
75mm	80	60	60	0	65	6,468	4,631	4,422	0	5,321
100mm	15	10	10	0	6	1,991	1,243	1,265	0	680
150mm	1	0	0	1	2	308	0	0	245	481
合計	15,909	8,499	8,966	9,799	14,285	63,665	24,461	31,602	27,100	51,524

(3)量水器出入庫管理状況

(単位:件)

	据付個数	取付		取外		取替		購入 個数	修理 個数	廃棄 個数
		件数	うち委託	件数	うち委託	件数	うち委託			
令和4年度	335,661	10,552	2,955	5,448	4,266	40,996	40,752	15,909	33,240	11,391
13mm	232,758	7,246	1,785	3,721	2,919	27,034	26,793	10,502	21,000	8,700
20mm	92,862	3,074	1,146	1,541	1,247	12,163	12,162	5,000	11,000	2,250
25mm	6,589	165	21	136	83	1,318	1,317	1	1,040	208
40mm	2,219	52	3	38	12	290	290	60	200	75
50mm	851	11	0	9	3	105	105	250	0	82
75mm	320	3	0	2	1	69	68	80	0	58
100mm	54	1	0	1	1	17	17	15	0	18
150mm	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0
令和3年度	332,228	10,550	2,847	5,508	4,396	40,051	39,929	8,499	42,180	11,902
令和2年度	327,366	10,975	2,769	6,350	5,327	41,949	41,674	8,966	46,220	6,931
令和元年度	321,787	12,161	2,159	6,775	5,519	39,224	39,050	9,799	43,000	10,348
平成30年度	316,819	11,795	2,018	5,130	3,401	43,039	42,506	14,285	37,800	6,735

(4)量水器改良工事施工状況

(単位:件)

種別	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
位置変更	0	0	0	0	0
位置上げ	0	1	0	1	0
量水器箱取付	0	0	0	0	0
改造 その他	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	1	0

8 下水道使用料改定の変遷

		昭和34年8月	昭和51年10月		昭和59年4月	昭和64年1月	平成元年4月
水道水による汚水	一般家庭用及び営業用	水道料金の17%	基本使用料8m ³ まで 80円	一般用	基本使用料8m ³ まで 150円	基本使用料 8m ³ まで 300円	同左
			9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円		9m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき20円	9m ³ 以上 20m ³ まで	同左
			11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円		11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき25円	1m ³ につき40円	
			21m ³ 以上30m ³ まで 1m ³ につき21円		21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき30円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき50円	同左
			31m ³ 以上50m ³ まで 1m ³ につき23円		51m ³ 以上 1m ³ につき25円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき35円	同左
			51m ³ 以上 1m ³ につき25円		51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき60円	51m ³ 以上 201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき70円	同左
	一般家庭の兼用と公衆浴場の兼用	水道料金の17%	基本使用料8m ³ まで 80円	9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円	201m ³ 以上 1m ³ につき40円	201m ³ 以上 501m ³ 以上 1m ³ につき80円	同左
			11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円	21m ³ 以上 1m ³ につき5円			
			21m ³ 以上 1m ³ につき5円				
浴公衆場	水道料金の17%	1m ³ につき 5円	浴公衆場	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	同左	
水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき (5人まで) 30円 1人増すごとに5円	1世帯につき 80円	家庭用	1世帯につき 150円	1世帯につき 300円	同左
	営業用	1m ³ につき 3円	1m ³ につき 6円	営業用	2000m ³ まで 1m ³ につき15円 2001m ³ 以上 5000m ³ まで 1m ³ につき30円 5001m ³ 以上 1m ³ につき40円	水道水による汚水 一般用と同様	同左
	浴公衆場	1m ³ につき 2円	1m ³ につき 5円	浴公衆場	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	同左
消費税等				消費税等			※税抜表示 料金は、上記料金 表の基本料金と従 量料金との合計額 に100分の103を 乗じて得た額(1円 未満の端数は、切 り捨て)とする。
改定率		-	172.00%		68.50%	93.60%	3.00%

*水道水以外による汚水：井戸水、温泉水など

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業
水道用

8 下水道使用料改定の変遷(つづき)

		平成5年6月	平成9年5月	平成13年4月	平成17年11月	平成21年9月	
水道水による汚水	一般用	基本使用料 10m ³ まで 400円	基本使用料 10m ³ まで 600円	基本使用料 10m ³ まで 800円	基本使用料 10m ³ まで 990円	基本使用料 850円 1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14円	
		11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき50円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき70円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき90円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円	
		21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき65円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき90円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき115円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円	
		51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき85円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき125円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき165円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円	
		201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき100円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき150円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき200円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円	
		501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき120円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき185円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき250円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円	
		2001m ³ 以上 1m ³ につき140円	2001m ³ 以上 1m ³ につき220円	2001m ³ 以上 1m ³ につき300円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円	
		浴公衆 1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円	
	水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき 500円	1世帯につき 1,000円	1世帯につき 1,300円	1世帯につき 1,700円	1世帯につき 1,700円
		営業用	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
浴公衆		1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円	
消費税等	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額		
	37.33%	44.91%	30.58%	18.54%	-		

*水道水以外による汚水:井戸水、温泉水など

平成26年4月	令和元年10月
基本使用料 874.28円	基本使用料 890.47円
1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14.39円	1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14.65円
11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき128.57円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき130.95円
21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき169.71円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき172.85円
51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき205.71円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき209.51円
201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき246.85円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき251.42円
501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき287.99円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき293.32円
2001m ³ 以上 1m ³ につき334.28円	2001m ³ 以上 1m ³ につき340.47円
1m ³ につき 12.34円	1m ³ につき 12.56円
(1)メーターが設置してある場合:メーターで計量した使用水量により算定 (2)メーターがない場合:使用人数及び用途に応じた認定水量により算定 (別表1,2により算定)	(1)メーターが設置してある場合:メーターで計量した使用水量により算定 (2)メーターがない場合:使用人数及び用途に応じた認定水量により算定 (別表1,2により算定)
水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
1m ³ につき 12.34円	1m ³ につき 12.56円
※税込表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額	※税込表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額
-	-

別表1

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人
人員割認定水量	9m ³	15m ³	20m ³	24m ³	28m ³

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに4m³を加えた水量。

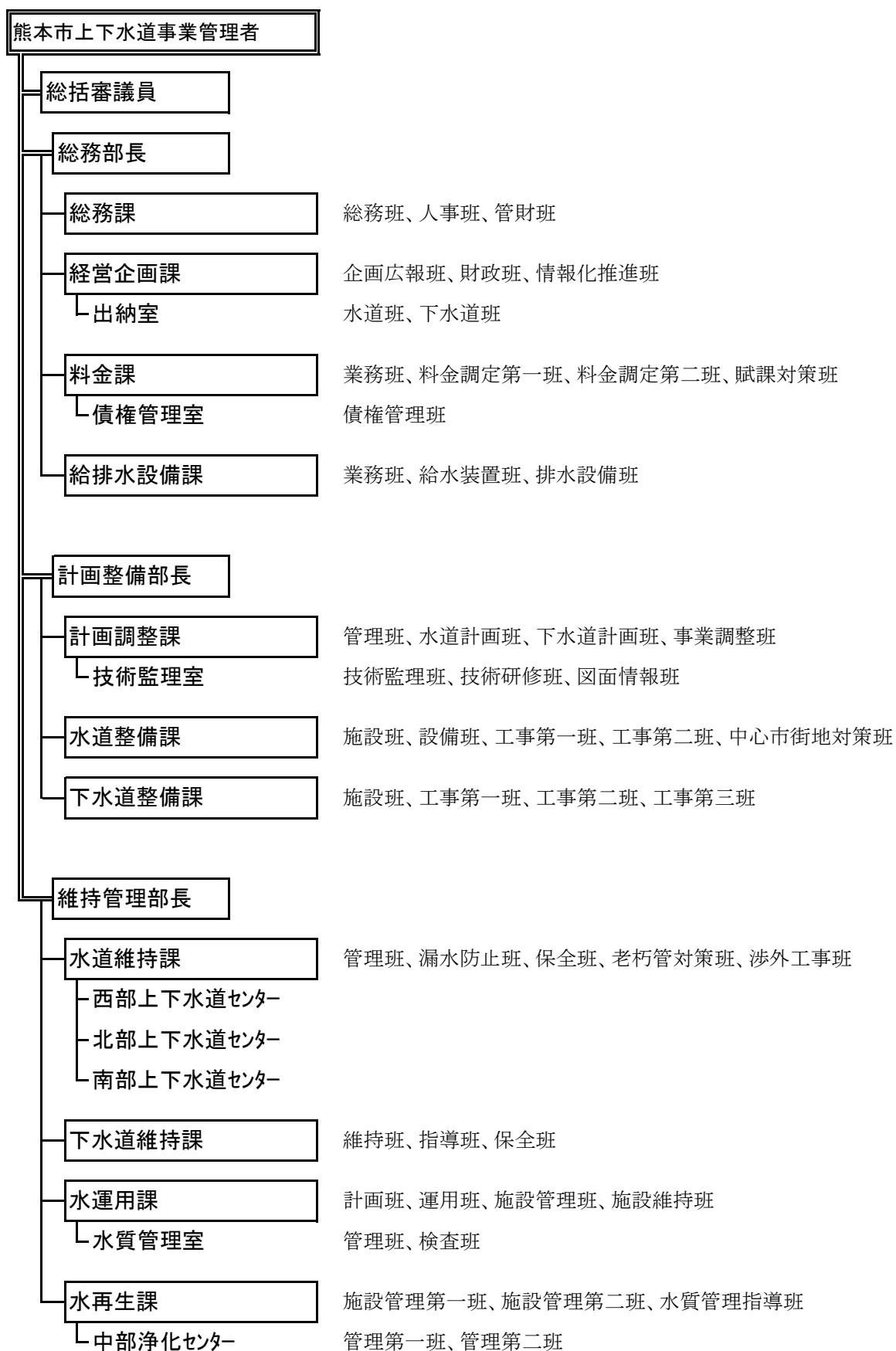
別表2

使用人数		1人	2人	3人	4人	5人
認定 用水量 用途 別人員	トイレ	2m ³	4m ³	6m ³	7m ³	8m ³
	風呂	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	炊事	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗濯	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗顔その他	1m ³	2m ³	2m ³	2m ³	2m ³

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに用途に応じ、
トイレ1m³、風呂1m³、炊事1m³、洗濯1m³を加えた水量。

VI 組織・機構

1 機構図(令和5年3月31日現在)



2 事務分掌(令和5年3月31日現在)

総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 3 文書の収発及び管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 日本水道協会及び熊本県下水道協会に関すること。
- 6 熊本市上下水道サービス公社に関すること。
- 7 危機管理及び災害対策に関すること。
- 8 不用品の処分に関すること。
- 9 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 10 組織に関すること。
- 11 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 12 研修に関すること。
- 13 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 14 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 15 局有財産の取得、管理及び処分に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 16 庁舎の維持管理に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 17 公用車の管理に関すること。
- 18 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。

経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 4 熊本市上下水道局指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- 5 事業統計に関すること。
- 6 広報及び広聴に関すること。
- 7 水の科学館に関すること。
- 8 財政計画に関すること。
- 9 企業債に関すること。
- 10 予算に関すること。
- 11 工業用水道事業に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 12 情報化施策の推進及び調整に関すること。
- 13 情報システムの総括に関すること。
- 14 出納室に関すること。

出納室

- 1 決算に関すること。
- 2 支払の審査及び執行に関すること。
- 3 出納預託に関すること。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 5 資金運用及び一時借入金に関すること。
- 6 固定資産に関すること。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 使用水量及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- 3 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び減免に関すること。
- 4 水道料金等の転居等清算に関すること。
- 5 水道料金等の収納に関すること。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関すること。
- 7 量水器に関すること。
- 8 債権管理室に関すること。

債権管理室

- 1 水道料金等の滞納整理に関すること。
- 2 水道料金及び工業用水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。
- 3 水道料金及び下水道使用料の不納欠損処分に関すること。
- 4 債権の管理及び滞納整理対策等の総合的企画及び調整に関すること。
- 5 債権を保有する所管課への助言及び指導等の支援に関すること。

- 6 上下水道事業管理者が特に必要と認めた局の債権(以下「引継債権」という。)の滞納整理に関する事。
- 7 引継債権に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関する事。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関する事。
- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関する事。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関する事。
- 4 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金に関する事。
- 5 水洗便所改造資金に関する事。
- 6 排水設備に関する事。
- 7 給水設備の確認に関する事。
- 8 配管図面の交付に関する事。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関する事。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関する事。
- 3 配水管布設工事についての要望及び相談に関する事。
- 4 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関する事。
- 5 下水道資源の有効活用に関する事。
- 6 下水道雨水事業の整備に係る調整に関する事。
- 7 技術監理室に関する事。
- 8 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関する事。

技術監理室

- 1 工事の検査に関する事。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関する事。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関する事。
- 4 熊本市上下水道管路情報システムの運用、管理及びデータ活用に関する事。
- 5 熊本市上下水道管路情報システムの情報セキュリティに関する事。
- 6 水道配管に係る占用許可の更新に関する事。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関する事。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関する事。
- 2 下水道雨水事業に関する事。
- 3 私道への下水道布設に関する事。
- 4 花園・島崎地区浸水対策施設技術検証委員会に関する事。

水道維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関する事。
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関する事。
- 3 老朽給水管の更新に関する事。
- 4 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の移設の渉外に関する事。
- 5 配水管布設審査会による布設工事に関する事。
- 6 貯蔵品の経理及び保管に関する事。
- 7 給水車及びその装備品の維持管理に関する事。
- 8 西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センターに関する事。
- 9 課内、下水道維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関する事。

西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センター

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の維持管理に関する事。
- 2 水道施設管路、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の移設の渉外に関する事。
- 3 給水装置及び給水施設(南部上下水道センターに限る。)に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関する事。
- 4 下水道管路施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関する事。
- 5 貯蔵品の保管及び受払に関する事。
- 6 給水車及びその装備品の維持管理に関する事。
- 7 受託給水装置工事に伴う加入金及び工事費に関する事(北部上下水道センターに限る。)

下水道維持課

- 1 下水道管路施設の維持管理に関する事。
- 2 下水道管路施設に係る法定事務に関する事。
- 3 下水道管路施設の改築及び更新に関する事。
- 4 下水道管路施設の不明水対策に関する事。
- 5 下水道管路施設の包括的民間委託の導入に関する事。
- 6 水防業務の統括に関する事。
- 7 下水道管路施設の移設の渉外に関する事。
- 8 貯蔵品の保管及び受払に関する事。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関する事。
- 2 水源の整備計画及び維持管理に関する事。
- 3 観測井のデータ分析及び維持管理に関する事。
- 4 水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関する事。
- 5 配水系統及び水圧の管理に関する事。
- 6 地下水障害に関する事。
- 7 水質管理室に関する事。

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関する事。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関する事。

水再生課

- 1 公共下水の終末処理に関する事。
- 2 放流水の水質に関する事。
- 3 マンホールポンプ及び中継ポンプ場等の管理に関する事。
- 4 浄化センターに関する事。
- 5 事業場排水の水質指導に関する事。
- 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関する事。
- 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関する事。
- 8 下水汚泥固形燃料化施設に関する事。
- 9 西部汚水1号幹線伏越施設の管理に関する事。
- 10 家畜排せつ物液、し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事。

中部浄化センター

- 1 中部浄化センターの維持管理(し尿等処理を含む。)に関する事。
- 2 中部処理区中継ポンプ場の維持管理に関する事。

3 職員数及び配置

(令和5年3月31日現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計
	事務職	技術職	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			
				事務職	技術職	合計				事務職	技術職	合計	
総括審議員	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
総務部長	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
総務課	13	0	13	13	0	13	4	0	4	4	0	4	17
総務班	6	0	6	6	0	6	2	0	2	2	0	2	8
人事班	4	0	4	4	0	4	1	0	1	1	0	1	5
管財班	3	0	3	3	0	3	1	0	1	1	0	1	4
経営企画課	13	0	13	13	0	13	9	0	9	9	0	9	22
企画広報班	6	0	6	6	0	6	2	0	2	2	0	2	8
財政班	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	6
情報化推進班	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	2
出納室	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	6
水道班	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3
下水道班	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3	3
料金課	19	0	19	19	0	19	12	0	12	12	0	12	31
業務班	7	0	7	7	0	7	1	0	1	1	0	1	8
料金調定第一班	9	0	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	9
料金調定第二班	0	0	0	0	0	0	6	0	6	6	0	6	6
賦課対策班	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3	3
債権管理室	3	0	3	3	0	3	2	0	2	2	0	2	5
債権管理班	3	0	3	3	0	3	2	0	2	2	0	2	5
給排水設備課	11	5	16	11	5	16	8	2	10	8	2	10	26
業務班	5	1	6	5	1	6	0	0	0	0	0	0	6
給水装置班	6	4	10	6	4	10	0	0	0	0	0	0	10
排水設備班	0	0	0	0	0	0	8	2	10	8	2	10	10
計画整備部長	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
計画調整課	6	12	18	3	6	9	2	13	15	0	3	3	33
管理班	3	1	4	0	0	0	2	1	3	0	0	0	7
水道計画班	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
下水道計画班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	5
事業調整班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4
技術監理室	3	6	9	3	6	9	0	3	3	0	3	3	12
技術監理班	0	3	3	0	3	3	0	1	1	0	1	1	4
技術研修班	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3
図面情報班	3	0	3	3	0	3	0	2	2	0	2	2	5
水道整備課	0	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33
施設班	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
設備班	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
工事第一班	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
工事第二班	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
中心市街地対策班	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
下水道整備課	0	0	0	0	0	0	0	31	31	0	0	0	31
施設班	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	12
工事第一班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	6
工事第二班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	6
工事第三班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	7
維持管理部長	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
水道維持課	9	36	45	9	36	45	4	1	5	4	1	5	50
管理班	4	2	6	4	2	6	2	0	2	2	0	2	8
漏水防止班	1	7	8	1	7	8	0	0	0	0	0	0	8
保全班	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
老朽管対策班	0	7	7	0	7	7	1	0	1	1	0	1	8
涉外工事班	0	6	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	6
西部上下水道センター	2	2	4	2	2	4	0	1	1	0	1	1	5
北部上下水道センター	1	2	3	1	2	3	0	0	0	0	0	0	3
南部上下水道センター	1	3	4	1	3	4	1	0	1	1	0	1	5
下水道維持課	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	16	16	16
維持班	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0	8	8	8
指導班	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3	3	3
保全班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	5
水運用課	0	43	43	0	43	43	0	0	0	0	0	0	43
計画班	0	10	10	0	10	10	0	0	0	0	0	0	10
運用班	0	17	17	0	17	17	0	0	0	0	0	0	17
施設管理班	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
施設維持班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
水質管理室	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
管理班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
検査班	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3
水再生課	0	0	0	0	0	0	0	45	45	0	45	45	45
施設管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	9	9	9
施設管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	6
水質管理指導班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	5
中部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	25	25	0	25	25	25
管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	19	19	0	19	19	19
管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	6
合計	72	131	203	69	92	161	39	109	148	37	67	104	351

* 管理者及び再任用短時間職員(52人)を除き、再任用フルタイム職員(10人)を含む。課長補佐以上は、それぞれの筆頭班に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

4 勤続年数別職員構成

(令和5年3月31日現在)

年数別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
1年未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1年以上～3年未満	7	6.3	25	10.4	32	9.1
3年以上～5年未満	7	6.3	28	11.7	35	10.0
5年以上～10年未満	12	10.8	50	20.8	62	17.7
10年以上～15年未満	5	4.5	41	17.1	46	13.1
15年以上～20年未満	8	7.2	10	4.2	18	5.1
20年以上～25年未満	7	6.3	9	3.8	16	4.6
25年以上～30年未満	25	22.5	14	5.8	39	11.1
30年以上～35年未満	17	15.3	35	14.6	52	14.8
35年以上	23	20.7	28	11.7	51	14.5
計	111	100.0	240	100.0	351	100.0
平均年数	23年1月		16年5月		18年6月	

* 管理者及び再任用短時間職員(52人)を除き、再任用フルタイム職員(10人)を含む。

5 年齢別職員構成

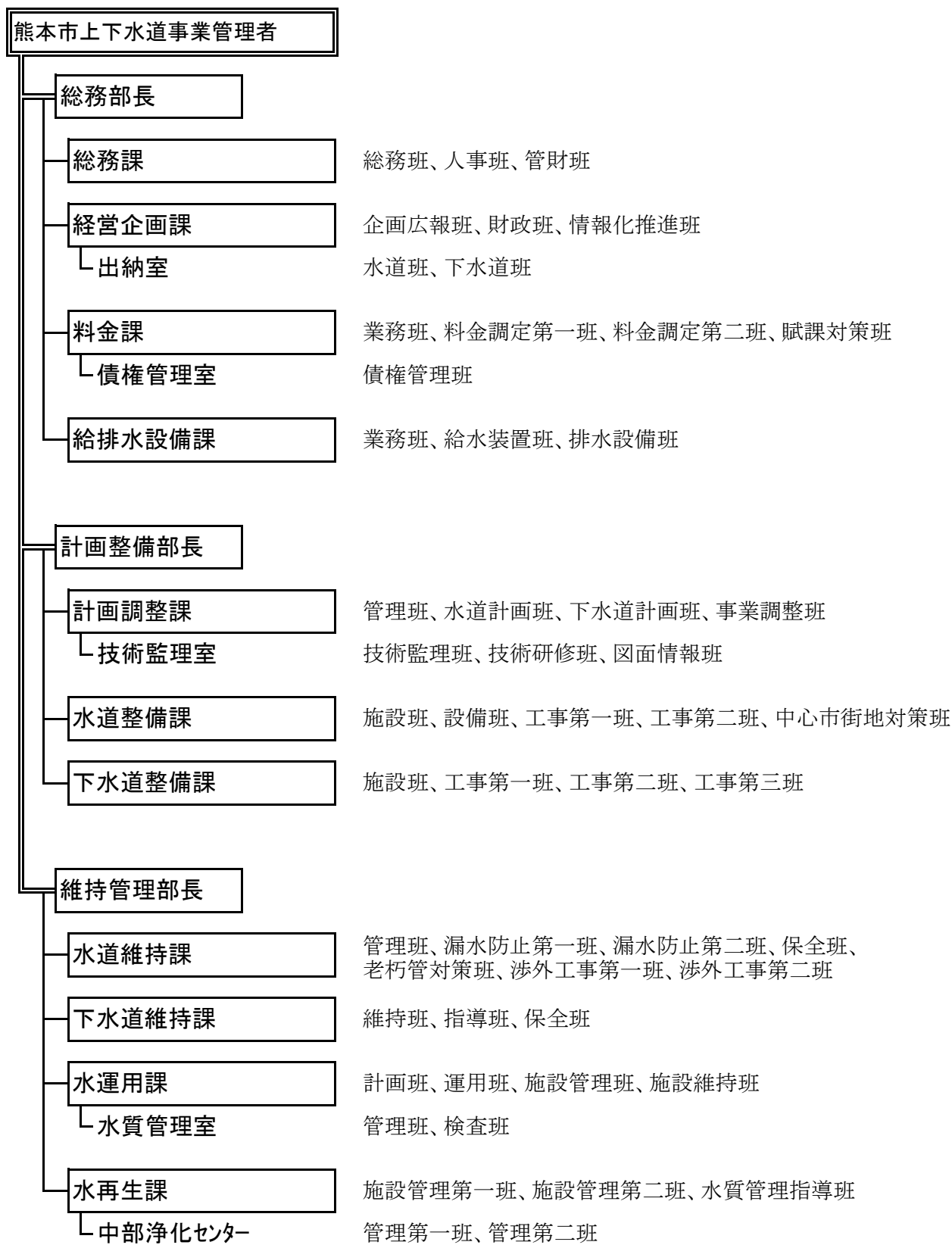
(令和5年3月31日現在)

年齢別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
20歳未満	0	0.0	3	1.3	3	0.9
20歳以上～25歳未満	8	7.2	19	7.9	27	7.7
25歳以上～30歳未満	8	7.2	28	11.7	36	10.3
30歳以上～35歳未満	8	7.2	56	23.3	64	18.2
35歳以上～40歳未満	7	6.3	33	13.8	40	11.4
40歳以上～45歳未満	10	9.0	9	3.8	19	5.4
45歳以上～50歳未満	16	14.4	20	8.3	36	10.3
50歳以上～55歳未満	23	20.7	30	12.5	53	15.1
55歳以上～60歳未満	24	21.6	25	10.4	49	14.0
60歳以上	7	6.3	17	7.1	24	6.8
計	111	100.0	240	100.0	351	100.0
平均年齢	46歳6月		40歳5月		42歳4月	

* 管理者及び再任用短時間職員(52人)を除き、再任用フルタイム職員(10人)を含む。

VI 組織・機構

1 機構図(令和5年4月1日現在)



2 事務分掌(令和5年4月1日現在)

総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 3 文書の収発及び管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 日本水道協会及び熊本県下水道協会に関すること。
- 6 熊本市上下水道サービス公社に関すること。
- 7 危機管理及び災害対策に関すること。
- 8 不用品の処分に関すること。
- 9 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 10 組織に関すること。
- 11 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 12 研修に関すること。
- 13 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 14 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 15 局有財産の取得、管理及び処分に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 16 庁舎の維持管理に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 17 公用車の管理に関すること。
- 18 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。

経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 4 熊本市上下水道局指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- 5 事業統計に関すること。
- 6 広報及び広聴に関すること。
- 7 水の科学館に関すること。
- 8 財政計画に関すること。
- 9 企業債に関すること。
- 10 予算に関すること。
- 11 工業用水道事業に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 12 情報化施策の推進及び調整に関すること。
- 13 情報システムの総括に関すること。
- 14 出納室に関すること。

出納室

- 1 決算に関すること。
- 2 支払の審査及び執行に関すること。
- 3 出納預託に関すること。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 5 資金運用及び一時借入金に関すること。
- 6 固定資産に関すること。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 使用水量及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- 3 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び減免に関すること。
- 4 水道料金等の転居等清算に関すること。
- 5 水道料金等の収納に関すること。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関すること。
- 7 量水器に関すること。
- 8 債権管理室に関すること。

債権管理室

- 1 水道料金等の滞納整理に関すること。
- 2 水道料金及び工業用水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。
- 3 水道料金及び下水道使用料の不納欠損処分に関すること。
- 4 債権の管理及び滞納整理対策等の総合的企画及び調整に関すること。
- 5 債権を保有する所管課への助言及び指導等の支援に関すること。

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
機
構

水
工
業
道
用

- 6 上下水道事業管理者が特に必要と認めた局の債権(以下「引継債権」という。)の滞納整理に関する事。
- 7 引継債権に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関する事。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関する事。
- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関する事。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関する事。
- 4 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金に関する事。
- 5 水洗便所改造資金に関する事。
- 6 排水設備に関する事。
- 7 給水設備の確認に関する事。
- 8 配管図面の交付に関する事。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関する事。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関する事。
- 3 配水管布設工事についての要望及び相談に関する事。
- 4 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関する事。
- 5 下水道資源の有効活用に関する事。
- 6 下水道雨水事業の整備に係る調整に関する事。
- 7 技術監理室に関する事。
- 8 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関する事。

技術監理室

- 1 工事の検査に関する事。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関する事。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関する事。
- 4 熊本市上下水道管路情報システムの運用、管理及びデータ活用に関する事。
- 5 熊本市上下水道管路情報システムの情報セキュリティに関する事。
- 6 水道配管に係る占用許可の更新に関する事。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関する事。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関する事。
- 2 下水道雨水事業に関する事。
- 3 私道への下水道布設に関する事。
- 4 花園・島崎地区浸水対策施設技術検証委員会に関する事。

水道維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関する事。
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関する事。
- 3 老朽給水管の更新に関する事。
- 4 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の移設の渉外に関する事。
- 5 配水管布設審査会による布設工事に関する事。
- 6 貯蔵品の出納及び保管に関する事。
- 7 給水車及びその装備品の維持管理に関する事。
- 8 課内、下水道維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関する事。

下水道維持課

- 1 下水道管路施設の維持管理に関する事。
- 2 下水道管路施設に係る法定事務に関する事。
- 3 下水道管路施設の改築及び更新に関する事。
- 4 下水道管路施設の不明水対策に関する事。
- 5 下水道管路施設の包括的民間委託の導入に関する事。
- 6 水防業務の統括に関する事。
- 7 下水道管路施設の移設の渉外に関する事。
- 8 貯蔵品の保管及び受払に関する事。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水源の整備計画及び維持管理に関すること。
- 3 水道及び工業用水道に係る観測井のデータ分析及び維持管理に関すること。
- 4 水道及び工業用水道に係る水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関すること。
- 5 水道及び工業用水道に係る配水系統及び水圧の管理に関すること。
- 6 水道及び工業用水道に係る地下水障害に関すること。
- 7 水質管理室に関すること。

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関すること。

水再生課

- 1 公共下水の終末処理に関すること。
- 2 放流水の水質に関すること。
- 3 マンホールポンプ及び中継ポンプ場等の管理に関すること。
- 4 浄化センターに関すること。
- 5 事業場排水の水質指導に関すること。
- 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関すること。
- 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関すること。
- 8 下水汚泥固形燃料化施設に関すること。
- 9 西部污水1号幹線伏越施設の管理に関すること。
- 10 家畜排せつ物液、し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること。

中部浄化センター

- 1 中部浄化センターの維持管理(し尿等処理を含む。)に関すること。
- 2 中部処理区中継ポンプ場の維持管理に関すること。

3 職員数及び配置

(令和5年4月1日現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計
	事務職	技術職	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			
				事務職	技術職	合計				事務職	技術職	合計	
総務部長	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
総務課	14	0	14	14	0	14	4	0	4	4	0	4	18
総務班	7	0	7	7	0	7	2	0	2	2	0	2	9
人事班	4	0	4	4	0	4	1	0	1	1	0	1	5
管財班	3	0	3	3	0	3	1	0	1	1	0	1	4
経営企画課	13	1	14	13	1	14	9	0	9	9	0	9	23
企画広報班	7	0	7	7	0	7	2	0	2	2	0	2	9
財政班	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	6
情報化推進班	0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1	2
出納室	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	6
水道班	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3
下水道班	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3	3
料金課	20	0	20	20	0	20	12	0	12	12	0	12	32
業務班	7	0	7	7	0	7	1	0	1	1	0	1	8
料金調定第一班	9	0	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	9
料金調定第二班	0	0	0	0	0	0	5	0	5	5	0	5	5
賦課対策班	0	0	0	0	0	0	4	0	4	4	0	4	4
債権管理室	4	0	4	4	0	4	2	0	2	2	0	2	6
債権管理班	4	0	4	4	0	4	2	0	2	2	0	2	6
給排水設備課	10	6	16	10	6	16	9	1	10	9	1	10	26
業務班	5	2	7	5	2	7	0	0	0	0	0	0	7
給水装置班	5	4	9	5	4	9	0	0	0	0	0	0	9
排水設備班	0	0	0	0	0	0	9	1	10	9	1	10	10
計画整備部長	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
計画調整課	6	14	20	3	6	9	3	10	13	1	1	2	33
管理班	3	1	4	0	0	0	2	1	3	0	0	0	7
水道計画班	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
下水道計画班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4
事業調整班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4
技術監理室	3	6	9	3	6	9	1	1	2	1	1	2	11
技術監理班	0	4	4	0	4	4	0	1	1	0	1	1	5
技術研修班	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2
図面情報班	3	0	3	3	0	3	1	0	1	1	0	1	4
水道整備課	0	34	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
施設班	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
設備班	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
工事第一班	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
工事第二班	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
中心市街地対策班	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
下水道整備課	0	0	0	0	0	0	0	32	32	0	0	0	32
施設班	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	12
工事第一班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	7
工事第二班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	7
工事第三班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	6
維持管理部長	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
水道維持課	6	35	41	6	35	41	3	0	3	3	0	3	44
管理班	6	2	8	6	2	8	3	0	3	3	0	3	11
漏水防止第一班	0	6	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	6
漏水防止第二班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
保全班	0	6	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	6
老朽管対策班	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
渉外工事第二班	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
渉外工事第二班	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
下水道維持課	0	0	0	0	0	0	0	17	17	0	17	17	17
維持班	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	9	9	9
指導班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	4	4	4
保全班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	4	4	4
水運用課	0	44	44	0	44	44	0	0	0	0	0	0	44
計画班	0	11	11	0	11	11	0	0	0	0	0	0	11
運用班	0	17	17	0	17	17	0	0	0	0	0	0	17
施設管理班	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
施設維持班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
水質管理室	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
管理班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
検査班	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3
水再生課	0	0	0	0	0	0	0	45	45	0	45	45	45
施設管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	9	9	9
施設管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	6
水質管理指導班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	5
中部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	25	25	0	25	25	25
管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	18	18	0	18	18	18
管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	7	7	7
合計	70	135	205	67	93	160	40	106	146	38	64	102	351

* 管理者及び再任用短時間職員(49人)を除き、再任用フルタイム職員(11人)を含む。課長補佐以上は、それぞれの筆頭班に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

4 勤続年数別職員構成

(令和5年4月1日現在)

年数別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
1年未満	7	6.4	11	4.6	18	5.1
1年以上～3年未満	7	6.4	25	10.4	32	9.1
3年以上～5年未満	8	7.3	29	12.0	37	10.5
5年以上～10年未満	12	10.9	47	19.5	59	16.8
10年以上～15年未満	4	3.6	40	16.6	44	12.5
15年以上～20年未満	8	7.3	11	4.6	19	5.4
20年以上～25年未満	7	6.4	9	3.7	16	4.6
25年以上～30年未満	23	20.9	15	6.2	38	10.8
30年以上～35年未満	16	14.5	31	12.9	47	13.4
35年以上	18	16.4	23	9.5	41	11.7
計	110	100.0	241	100.0	351	100.0
平均年数	20年8月		15年5月		16年9月	

* 管理者及び再任用短時間職員(49人)を除き、再任用フルタイム職員(11人)を含む。

5 年齢別職員構成

(令和5年4月1日現在)

年齢別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
20歳未満	3	2.7	6	2.5	9	2.6
20歳以上～25歳未満	10	9.1	23	9.5	33	9.4
25歳以上～30歳未満	10	9.1	32	13.3	42	12.0
30歳以上～35歳未満	8	7.3	52	21.6	60	17.1
35歳以上～40歳未満	6	5.5	34	14.1	40	11.4
40歳以上～45歳未満	10	9.1	11	4.6	21	6.0
45歳以上～50歳未満	17	15.5	21	8.7	38	10.8
50歳以上～55歳未満	21	19.1	29	12.0	50	14.2
55歳以上～60歳未満	24	21.8	23	9.5	47	13.4
60歳以上	1	0.9	10	4.1	11	3.1
計	110	100.0	241	100.0	351	100.0
平均年齢	44歳3月		39歳5月		40歳8月	

* 管理者及び再任用短時間職員(49人)を除き、再任用フルタイム職員(11人)を含む。

